

新型コロナウイルス感染症に対する牧の原地域交流センター運営方針

新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、令和2年5月25日から運用していた「牧の原地域交流センターの再開方針」を見直し、次のとおり運用することとする。

1. 基本的感染予防対策

次の事項については、継続して対策を講じることとする。

【施設利用者における感染対策の実施】

- ①来館時及び活動中においても、正しいマスクの着用を徹底すること。
- ②日頃の体調管理を行い、微熱、咽頭痛又は咳などの症状がある場合、来館を控えること。
- ③自己の健康状態を確認した、利用者名簿（チェックリスト）を、施設利用をする際に、施設に提出又は利用者側で把握すること。
- ④施設を使用する場合は、換気を行うこと。
- ⑤施設使用後、他人への感染リスクを減らすため清掃及び消毒を使用者の責任において実施すること。

【施設管理者側の感染対策の実施】

- ①共有スペース及び個人利用の部屋において可能な限り換気を行うこと。
- ②共有部分のこまめな清掃及び消毒を行うこと。
- ③手指消毒の設置等の感染予防対策の環境を整備すること。

2. 感染減少期における緩和対策

牧の原地域交流センターで実施してきた、使用制限については解除することとする。しかしながら、新型コロナウイルスの感染の可能性がすべてなくなったものではないことから、感染減少期における対策を講じながら解除することとする。

【使用定員の制限を解除】

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、使用する部屋の定員については、概ね5割とする対策を講じてきたが、その制限を解除することとする。なお、施設の使用にあたっては、次の事項に留意することとする。

- ①密が発生しない（最低限、人と人が接触しない）程度の間隔を確保すること。
- ②座席の配置についても、密が発生しない程度に配置すること
- ③室内で近距離及び長時間の会話を避け、マスクの正しい着用、3密の回避及び換気の実施等、十分な対策を講じること。

【飲食を伴う施設使用制限の解除】

飲食は感染リスクが高いと指摘されていることから、飲食を伴う施設使用については中止としていたが、この制限を解除することとする。しかしながら、新型コロナウイルスの感染の可能性がすべてなくなったものではないことから、感染減少期における対策を講じながら解除することとする。なお、使用定員の制限解除に伴う留意事項に加えて次の事項に留意することとする。

- ① 部屋の形態にもよるが、可能な範囲で飲食可能エリアを設定すること。
- ②飲食時以外のマスクの着用を徹底すること。
- ③飲食中の会話を極力なくすこと。

3. 感染リスクの高い活動を行う団体の留意事項

発声、高唱、対面や呼気が激しくなる運動及び密着等となる活動は、感染リスクが高くなるため、基本的感染予防対策及び感染減少期における緩和対策に限らず、利用団体において活動内容を工夫するなどして、感染リスクを極力なくすための努力をすること。

4. 施行日

令和3年12月1日から施行することとする。